

一般事業主 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和6年9月1日～令和7年8月31日までの1年間

2.内容

目標1：令和7年8月までに、従業員全員の所定外労働時間を、
1人当たり年間340時間までとする。

<対策>

- 令和6年7月～所定外労働の原因の分析等調査を行う
- 令和6年9月～社員への周知

目標2：令和7年8月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、
希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和6年7月～社員への調査、検討開始
- 令和6年9月～制度の導入、社員への周知